

## 尾張旭市少年センター運営協議会議事要旨

- 1 開催日時  
平成26年 3月19日(水)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 2時18分
- 2 開催場所  
尾張旭市民会館 第3会議室
- 3 出席委員  
三浦庄三、田中善廣、渡辺安正、恒川正男、堀部茂樹、大橋 雄、寺尾芳子、立澤志保  
菅沼捷子、石原 彰、長谷川裕子、浅見洋子、河合静香、(山田幹夫、途中退席)
- 4 欠席委員  
大竹良寿
- 5 傍聴者数  
なし
- 6 出席した事務局職員  
加藤市民生活部長、秋田市民活動課長、黒田所長、濱田補佐、平田
- 7 議題等  
(1) 平成25年度事業実施状況について  
(2) 平成26年度事業計画(案)について  
(3) 尾張旭市少年センター設置条例及び運営規則、地域協力員設置要綱の一部改正について  
(4) その他
- 8 会議の要旨

事務局 (黒田所長)	<p>本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから、尾張旭市少年センター運営協議会を始めたいと思います。</p> <p>旭中大竹良寿氏は、欠席連絡をいただいております。交番長は、異動でお忙しいとのことでのちほど挨拶にのみみえる予定です。本会議は「運営協議会傍聴要綱」により公開しておりますが、傍聴者は現在おられません。それでは、時間が参りましたので第2回の会議を始めたいと思います。はじめに事務局を代表して加藤市民生活部長より挨拶をお願いします。 (13:32)</p>
市民生活部長 (加藤)	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、少年センター運営協議会に、ご出席いただきありがとうございます。今日は、今年度のまとめの会として少年センターの主な活動2点についてお話させていただきます。</p> <p>1点目は、電話相談です。御承知の通りフリーダイヤルで、名前を名乗らなくていいということで子育ての悩みとかいじめにあったことなど気軽に相談できることを目指しております。基本的には、30才未満の方が相談対象者ですが、今年度も対象外の方からの電話が多くありました。どこに電話をかけても聞いてもらえない対象外の方の電話であっても、丁寧な対応をしております。中には、昨年高校受験の不安を抱えていた相談者が、引き続き高校生活の悩みを話すためにかけてきたケースもありました。少年センターとしては、相談をされる方の心が開かれるような対応を心掛けていくつもりです。</p> <p>2点目は、街頭相談についてです。街頭相談員が市内をパトロールする中で喫煙をしている少年が昨年度にくらべて、若干増えております。ともすれば、非行につながりかねない少年たちの対応につきましては、学校との連携を密にしております。こうした行き場のない少年たちには、地道な声かけをしていくよう努めております。</p>

	<p>本日は、協議事項の（３）に少年センターの設置条例及び運営規則、地域協力員設置要綱の一部改正についてとあります。こういったものの言葉づかいについて、『補導』という言葉が、少年センターのイメージとしてそぐわないということでの改正です。委員の皆さんにおきましては、活発なご協議をお願い致します。</p> <p>「あさひの子 地域みんなで育てましょう」をスローガンに青少年への声かけやあいさつなどを通じて青少年の健やかな成長への皆さまのご協力を引き続きよろしくお願いいたします。 (13:38)</p>
事務局 (黒田所長)	ありがとうございます。交番長がみえました。あいさつされ、退席されます。
幹部交番長 (山田)	この 3 月 31 日付で退職です。3 年間お世話になりありがとうございました。警察では、補導、検挙という言葉は今後も使い、少年の更生を目指します。今後とも後任交番長に、ご支援、ご協力をお願いします。 【退席】
事務局 (黒田所長)	ありがとうございました。それでは、以後の協議事項の取りまわしにつきましては、石原会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長 (石原)	<p>みなさん、こんにちは、本地ヶ原自治会長の石原です。事前にいただいた資料を見まして、相談件数などが激減していたのに気づきまして、実は、問題が潜在化しているのではとセンターで質問しました。しかし、市内の 3 中学校の卒業式が無事に済みましたとの報告を受けていることをお聞きしました。実際に落ち着いていることは、皆様方のご支援とご協力のたまものと伺いました。引き続き、ご支援をお願いします。</p> <p>それでは、協議事項（１）</p> <p>「平成 2 5 年度事業実施状況について」ご協議をいただきたいと思います。事務局より説明をして下さい。 (13:39)</p>
事務局 (濱田補佐)	<p>少年センターの濱田です。先日、今回の資料という形で郵送させていただきましたが、お手元になれば、こちらに用意してあります。昨年 6 月末までの状況については第 1 回の会議にて説明しましたので、今回はそれ以降の状況についての説明とさせていただきます。</p> <p>【補佐 資料に基づき説明】 (13:50)</p>
会長 (石原)	<p>それでは、平成 2 5 年度事業実施状況について、協議を行います。</p> <p>本件について、ご質問やご意見がございましたら、お願いをいたします。</p> <p>どうでしょうか。</p>
旭中校区支部長 (田中)	資料の 4 ページ（３）に青少年の就労支援とありますが、要するにその実績、結果はどうでしたか。
事務局 (濱田補佐)	今年度はありませんでしたが、センターでは、中卒後高校を辞めてしまった子と関わり支援をしたことがあります。
事務局 (黒田所長)	実は、ハローワークの出張所が市民会館の 1 階にある。瀬戸まで行かなくても登録と相談ができるのでどうぞ利用して下さいと資料等をもらいました。就

	<p>労に至るかどうかはわからないが、ハローワークと連携がとれることがわかりましたので、今後につなげたいと思います。</p>
<p>旭中校区支部長 (田中)</p>	<p>就労に結びついた実例はありますか。</p>
<p>事務局 (黒田所長)</p>	<p>いまのところはありません。</p> <p style="text-align: right;">(13:52)</p>
<p>会長 (石原)</p>	<p>他になにかございませんか。</p>
<p>旭中校区支部長 (田中)</p>	<p>9 ページで、喫煙が増加しておりますが…</p>
<p>事務局 (黒田所長)</p>	<p>24年度は、学校周辺の公園などで怠学し、喫煙していたため場所別で102件と大きな数が出ています。今年度は、前半の夏休み前に喫煙が多くありましたが、先生方の指導もあって教室に入ることができて2学期からは落ち着いてきているようです。</p> <p>3中の卒業式についても、落ち着いてできたとのこと。また、守山署の少年係長からも同様の報告を受けております。</p>
<p>会長 (石原)</p>	<p>ありがとうございます。他にございませんか。ないようですので、平成25年度事業実施状況についてご了承いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【拍手で確認】 (13:55)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ということで承認されました。</p> <p>続きまして、協議事項(2)となっておりますが、先に協議事項(3)の方を先にさせていただきます。それでは、「尾張旭市少年センター設置条例及び運営規則」、「地域協力員設置要綱」の一部改正について事務局より説明してください。</p>
<p>事務局 (濱田補佐)</p>	<p>先に、協議事項(3)をさせていただき、その後協議事項(2)をいたします。平成24年度の運営協議会にて、「地域補導員」の名称を「地域協力員」に変更させていただいた経緯がございます。それに伴い「尾張旭市少年センター設置条例及び運営規則、地域協力員設置要綱の一部改正」でございます。現在3月議会で条例改正を上程いたしております。A4の17ページをご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">【資料に基づき改正箇所を説明】</p>
<p>会長 (石原)</p>	<p>ありがとうございました。ただいま、説明のありました尾張旭市少年センター設置条例及び運営規則、地域協力員設置要綱の一部改正について、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。</p>
<p>健全育成推進会議会長 (三浦)</p>	<p>尾張旭市少年センター設置条例の、第4条第3項に、「健全育成」の文言が入ったことを有意義で、歓迎したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
<p>会長 (石原)</p>	<p>他には、なにかございますか。ただいまの尾張旭市少年センター設置条例及び運営規則、地域協力員設置要綱の一部改正についてご承認いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【拍手で確認】</p>

	ありがとうございました。
会長 (石原)	尾張旭市少年センター設置条例及び運営規則、地域協力員設置要綱の一部改正については、全員賛成ということで承認されました。 続きまして協議事項(2)の「平成26年度事業計画(案)」についてご協議いただきたいので事務局よりご説明をお願いします。(14:01)
事務局 (濱田補佐)	それでは、資料の11ページをご覧ください。 【資料に基づき説明】
会長 (石原)	ありがとうございました。平成26年度事業計画(案)について、協議を行います。この件に関しましてご意見、ご質問がございましたらお願いします。
東中校区支部長 (渡辺)	資料にあります『補導活動』という表記が、『相談活動』となるわけですか。
事務局 (濱田補佐)	そのとおりです。補導という言葉は使いません。また、指導という言葉も使わないということです。
事務局 (黒田所長)	声かけと相談となります。
東中校区支部長 (渡辺)	言葉のうえでの『補導』とか『指導』は、子どもの視点に立った時にどんな意味があるのかと疑問に思う。言葉を変えても、社会、つまり大人が子どもに接する態度そのものが変わらなければ意味がないと思うのですが。
事務局 (加藤部長)	戦後、非行が多かった時代に、各自治体で少年センター、少年補導センターが設置されました。教育委員会の下に組み込まれていた市町もあります。ただ、現在尾張旭市が青少年に関わっている状態からすると、警察で使う補導、逮捕というイメージが、地道な声かけという関わりとそぐわないのではないかとということで、名称変更をしました。ここ数年、少年を敵と見るのではない視点の言葉を模索しておりました。育成、相談が最適な言葉ではないかもしれませんが、今年度の条例改正となりました。
東中校区支部長 (渡辺)	わかりました。そういった経緯の説明が今日は、足りなかったのではないかと思います。
会長 (石原)	おっしゃるとおりです。よろしいでしょうか。他にありますか。
社会福祉協議会 (堀部)	すでに承認が済みました。でも細かなことですが、施行の月日が7月1日となっています。これは、協力員の委嘱の日に関連してのことですか。
事務局 (黒田所長)	条例改正であれば、4月1日の方がよいということですか。
社会福祉協議会 (堀部)	通常の状態と違うということと、4月1日から、6月30日までは、地域協力員さんが補導活動をされるのでは、違和感があるかと心配しただけです。
事務局 (加藤部長)	ご指摘ありがとうございます。要綱の方は、議会にかけませんので変更は差し支えないと思います。(14:15)
会長 (石原)	ほかにございませんか。 それでは、協議事項(3)尾張旭少年センター設置条例及び運営規則、地域協力員設置要綱一部改正と協議事項(2)平成26年度事業計画案ともに、

	承認いただけますでしょうか。 <b>【拍手で確認】</b> それでは、協議事項（４）その他ですが、何かございましたでしょうか。 3「その他」について、事務局からなにかありましたらおねがいます。
事務局 （黒田所長）	特にございませぬ。
会長 （石原）	以上で、本日の協議事項はすべて終了しましたので、会議進行を事務局にお返しします。
事務局 （黒田所長）	尾張旭市少年センター設置条例及び運営規則と少年センター協力員設置要綱の変更に基づき活動していきたいと存じます。貴重なご意見ありがとうございました。これで、第2回の運営協議会を終わりたいと思います。今日は、ありがとうございました。 (14:18)